



①③ 木造住宅耐震改修訪問相談制度(無料)

制度の概要

① 訪問相談制度(耐震診断前)：建物の除却を検討されている方は本制度を活用してください。建築士が伺い、工事等の実施に係る相談と、外観調査及び簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断の判定表	
評点合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

➡ ⑨ 除却工事の対象になります

③ 訪問相談制度(耐震診断後)：区の無料耐震診断を利用した住宅が対象です。

区の無料耐震診断を受け、上部構造評点が1.0未満(耐震性なし)と判定された住宅の所有者で、耐震改修工事等の実施を検討されている方に相談員を派遣します。耐震改修工事等に関するご質問にお答えしたり、簡易な補強設計や概算工事費算出を行います。

例) 住みながらの工事は可能か？ 工事期間はどの位かかるのか？

どの位費用がかかるのか？ 等

※相談員は、一般社団法人世田谷区建築設計事務所協会に所属する建築士です。

【耐震診断・簡易耐震診断とは】

極めて稀に発生する大地震(震度6強相当)に対しての、倒壊の可能性に関する診断のことです。

区では「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版 一般財団法人日本建築防災協会)による耐震診断(一般診断法)を行っています。一般診断法の場合、現地での調査は壁や天井の引き剥がしを行いません。天井裏や床下、室内からの目視により行います。

また、防災協会の「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づき建築物の地震に対する安全性を評価することを「簡易耐震診断」といいます。

【上部構造評点とは】

防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法1で行われる耐震診断による耐震性能に係る評点をいいます。

一般診断の判定表	
上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い



耐震改修・除却しよう

